

お知らせ版

11

募集

- 令和2年度児童福祉施設等の1号会計年度任用職員を募集します・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 令和2年度家庭ごみ収集カレンダーの広告を募集します・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- さくら野団地入居者を募集します・・・・・・・・ 2
- さくら野団地内覧会を開催します・・・・・・・・ 3
- 個人向け貸付住宅の入居者を募集します・・・・・・・・ 3
- 審議会等の傍聴をお待ちしています・・・・・・・・ 3
- しみず成人交流会の実行委員を募集します・・・・・・・・ 3

お知らせ

- 令和2年度成人式を開催します・・・・・・・・ 4
- 成人式の着付けをお手伝いします・・・・・・・・ 4
- 帯広百年記念館移動展「小坂俊昌 ふるさと文化写真展」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 「文芸しみず第19号」を発行しました・・・・・・・・ 4
- 清水町乳児保育助成制度のお知らせ・・・・・・・・ 5
- 清水町福祉・医療施設等従事者慰労金の支給について 5
- 定住促進賃貸住宅建設助成金について・・・・・・・・ 5
- 移住者賃貸住宅家賃奨励金について・・・・・・・・ 6
- 就業奨励学生支援事業補助金について・・・・・・・・ 6
- 商工業人材育成確保事業補助金について・・・・・・・・ 6
- タイヤ盗難に注意！・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 消費者ホットライン188とは？・・・・・・・・ 7
- 井戸水の水質検査を実施しています・・・・・・・・ 7
- 固定資産（償却資産）の申告について・・・・・・・・ 7
- 子育ての相談について・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 子育て支援センター事業について・・・・・・・・ 8
- ベビーマッサージに参加しませんか・・・・・・・・ 8

福祉・健康

- 腎臓機能障害者通院交通費を助成します・・・・・・・・ 8

図書館・体育館

- 一般不妊治療費を助成します・・・・・・・・ 9
- 特定不妊治療費を助成します・・・・・・・・ 9
- 不育症治療費を助成します・・・・・・・・ 9
- 12月の健康カレンダー・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 12月のエントランスホール展のご案内・・・・・・・・ 10
- おはなし会にお越しください・・・・・・・・ 11
- 出張おはなし会にお越しください・・・・・・・・ 11
- 12月体育館第2競技場利用案内・・・・・・・・ 11
- 12月学校開放利用案内・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 12月の体育館・第1競技場利用案内・・・・・・・・ 12
- 〔名課からのお知らせチラシ〕
- 冬期間の雪捨場のお知らせ・・・・・・・・ 13
- 住民説明会及びパブリックコメントを実施します 13
- 不動産公売のお知らせ・・・・・・・・ 14
- 清水町奨学金貸付は随時受付しています・・・・・・・・ 14
- インターネットを活用して、ご自宅から町長と対話 14
- してみませんか？・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 牛乳消費拡大キャンペーンを実施しています・・・・・・・・ 15
- 11月は「労働保険適用促進強化期間」です・・・・・・・・ 16
- 新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度分の固定資産税（事業用家屋・償却資産）の軽減について・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ごみ収集カレンダー・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 十勝百日作戦（交通事故死ストップ）・・・・・・・・ 19
- 清水町消費生活センター便り「風しみず」・・・・・・・・ 20
- 火の用心・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 令和2年度健康づくり運動教室・・・・・・・・ 22
- 体罰等によらない子育てを広げよう・・・・・・・・ 23
- さんさんカフェ12月の開催について・・・・・・・・ 24

令和2年度児童福祉施設等の1号会計年度任用職員を募集します

町では、保育所・こども園・幼稚園・学童クラブなどで勤務する1号会計年度任用職員を募集します。

▼募集人数 若干名

▼応募資格

・町内に在住している健康な人

▼勤務場所

保育所、こども園、幼稚園、学童クラブ

▼勤務態勢

・勤務は、週20時間までとなりますが、毎日の勤務をお約束するものではありません。
・登録後、必要に応じて勤務の打合せをいたします。

▼賃金等（令和2年度）

・保育士、教諭等

1時間あたり 950円

・その他の人

1時間あたり 900円

※通勤費用を規程に準じて賃金と併せて支給します。

▼応募方法

所定の応募書類に顔写真と資格証明書等（写し）を添付したうえ

で、保健福祉センター内子育て支援課児童保育係へ提出してください。
※応募書類は、子育て支援課にあります。

▼募集期間 随時受け付けています。

▼お問い合わせ先

子育て支援課児童保育係

☎69・2226

令和2年度家庭ごみ収集力レンダールの広告を募集します

令和3年度家庭ごみ収集力レンダールに掲載する広告を募集します。

町内全戸へ配布し、4月から1年間活用され、家庭にはかせないごみ収集力レンダールに、会社や店舗のPRを掲載しませんか。

▼対象

法人、その他の団体及び事業所を営む個人

▼広告枠のサイズ

1枠 縦2cm×横7cm

▼募集枠数

20枠

※応募が多数の場合は抽選します。

▼広告料金

1枠 1万円

▼応募方法

申込書に必要事項を記載のうえ、12月11日(金)までに町民生活課生活環境係まで提出してください。

▼お問い合わせ先

町民生活課生活環境係

☎62・1151

さくら野団地入居者を募集します

さくら野団地5号(3LDK)及び6号(3LDK)への入居者を募集します。入居を希望する人は必要書類を建設課へ提出してください。

▼対象

・現在、住宅に困窮していることが明らかなる人(原則、持ち家がある人は申込不可)
・清水町に住所を有する人、又は有することとなる人

・町税を滞納していない人

・入居者及び同居者が暴力団員でない人

・町内在住の連帯保証人を1名立てられる人(3親等以内の親族の場合は町外でも可能です)

・入居する家族全員の収入の合計額が、国で定められている収入基準の範囲以内である人

▼募集期間

11月16日(月)～12月16日(水)まで

▼提出書類

・申請書(建設課窓口、御影支所にあります。)

・暴力団員であるか警察署へ意見を聴くことの同意書

・住宅困窮度判定基準表

・入居予定者全員の住民票

・税金を滞納していない証明書

・収入を証明するもの(収入のある人全員の分が必要)

・身体障害者手帳・療育手帳の写し(身体に障がいがある場合のみ)

・通学先の学校が発行する在学証明書(写し)(学生の人)

※高校生以下の場合には不要です。

※その他に必要な書類がある場合は別途連絡いたします。

▼定員

それぞれ1世帯

※3LDKのため単身での入居不可

▼お問い合わせ先

建設課住宅都市係

☎62・2113

さくら野団地内覧会を開催します

11月16日(月)から入居者を募集するさくら野団地5号及び6号の内覧会を開催します。入居を検討されている方はぜひお越しください。

▼開催日時

12月7日(月) 9時30分～15時

▼対象 入居希望者

▼場所

さくら野団地5号及び6号
(さくら野3LDK)

▼お問い合わせ先

建設課住宅都市係

☎62・2113

個人向け貸付住宅の入居者を募集します

個人向け貸付住宅の入居者を募集します。入居をご希望される人は、事前に下記連絡の上、建設課までお越しください。

▼対象者

- ・清水町に住所を有する人又は有することとなる人
- ・町税を滞納していない人
- ・入居者及び同居者が暴力団員で

ない人

・町内在住の連帯保証人を1名立てられる人(3親等以内の親族の場合は町外でも可能です)

▼申込み期日 12月15日(火)

▼必要書類

- ・申請書(建設課にあります)
- ・入居予定者全員の住民票
- ・税金を滞納していない証明書(就学者を除く全員が必要)
- ・暴力団員であるかを警察署へ意見を聴くことの同意書

▼お問い合わせ先

建設課住宅都市係

☎62・2113

◆北熊牛住宅 1戸
住所：清水町字熊牛125番地2

号数	2号
構造	木造平屋建(3LDK)
面積	75.33㎡
建設年度	平成8年
貸付金額	25,000円

審議会等の傍聴をお待ちしています

■第2回清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

議題 第8期清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について 他

▼日時 11月25日(水) 14時

▼場所 保健福祉センター 2階研修室

▼お問い合わせ先

保健福祉課介護保険係

☎69・2222

■第3回総合計画審議会

議題 第6期清水町総合計画の諮問について 他

▼日時 11月20日(金) 19時

▼場所 役場 2階庁議室

▼お問い合わせ先

企画課政策企画係

☎62・2114

■清水町生活安全推進協議会

議題 町の犯罪、事故等の現状 他

▼日時 12月3日(木) 10時

▼お問い合わせ先

社会教育課社会教育係

☎62・5115

▼場所 役場 2階庁議室

▼お問い合わせ先

町民生活課住民活動係

☎62・1151

**しみず成人交流会の
実行委員を募集します**

「しみず成人交流会」は新成人になる方々が実行委員となって企画・運営し、交流を深める会です。実行委員として、久しぶりに集う友人との交流の場を企画・運営してみませんか。

実行委員は、2回程度集まり、交流会の内容を決めて、当日の進行などを行います。

実行委員として参加いただける人は、社会教育課までご連絡ください。

▼対象

令和2年度第72回清水町成人式に参加される人(6名程度)

▼開催日時

令和3年1月10日(日)

▼開催場所

文化センター

▼お問い合わせ先

社会教育課社会教育係

☎62・5115

令和2年度成人式を 開催します

令和2年度第72回清水町成人式
を開催します。

対象者には12月に案内状を発送
します。

同封するはがきにて出欠を「ご連
絡ください。

▼対象

- ①平成12年4月2日から平成13年
4月1日までに生まれた人で、
令和3年1月10日現在、本町に
住民票のある人
- ②本町に住民票がない人のうち次
に該当する人

- ・進学、就職等で本町を離れてい
るが、親族の住民票が本町にあ
る人
- ・本町に本人が勤務している人
- ・本町で学生時代を過ごした等の
縁のある人

▼日時 令和3年1月10日(日)

集合：12時30分
開式：13時30分

▼会場 文化センター

▼申込方法

- ①に該当する人は申込不要です。
- ②に該当する人で、参加を希望
される場合、11月30日(月)までに社

会教育課までお申し込みください。

▼申込・お問い合わせ先

社会教育課社会教育係

☎62・51115

成人式の着付けを お手伝いします

成人式に出席される新成人の皆
さんへのお祝いに、華結びの会が
無料で着付けをお手伝いします。

希望される人は華結びの会(矢
藤重子さん)までお申し込みくだ
さい。

▼対象

令和2年度第72回清水町成人式
に参加される人

▼日時

令和3年1月10日(日)
9時～14時

▼会場 文化センター 研修室1

▼お問い合わせ先

華結びの会 矢藤 重子
☎62・4734

帯広百年記念館移動展

「小坂俊昌 ふるさと文
化写真展」を開催します

アマチュア写真研究家の小坂俊
昌さんが、昭和30年代から現代に
至るまで撮影した十勝地方の風景
や人々の営みを、オリジナルの木
枠に貼り付けて展示します。

お気軽にお立ち寄りください。

▼開催日時

11月18日(水)～24日(火)

9時～18時まで

▼開催場所

文化センター ロビー

▼お問い合わせ先

社会教育課文化振興係
☎62・51115

「文芸しみず第19号」 を発売しました

教育委員会では、町民及び町に
ゆかりのある人による文芸作品を、
年に一度文芸誌として発行してい
ます。

本年度も皆さんの様々な出来事、
一瞬の心情や思いが俳句や短歌、
エッセイ等により多様な表現でつ
づらわれていますので、ぜひ手にと

ってご覧ください。

「清水町文芸誌「文芸しみず第19号」

■掲載作品

特集：「令和に生きる」、エ
ッセイ、随想、俳句、短歌
他

■販売場所

文化センター、御影支所

■販売金額 1冊 600円

▼お問い合わせ先

社会教育課文化振興係
☎62・51115



表紙：池原良徳氏
画題：「朝焼け」



清水町乳児保育金助成 制度のお知らせ

生後10か月までのお子さんを個人に預けた場合、その費用の一部を助成します。

▼助成条件

- ① 町内に居住する個人（同一世帯に居住する者及び3親等以内の親族を除く）に有料で預けた場合
- ② 1日あたり8時間以上預けた場合
- ③ 3月20日以上で3か月以上継続して預けた場合

▼助成金額

支払った額の2分の1以内で8万7千円を限度として助成します。

▼申込・お問い合わせ先

子育て支援課子育て支援センター
☎69・2226

清水町福祉・医療施設 等従事者慰労金の支給 について

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、町内の福祉施設や医療機関等に勤務する従事者は、感染リスクが高い最前線で献身的に業務にあたっており、現

在も最大限の感染症対策を継続的に行いつつ必要な医療や福祉サービスへの提供に努めています。その労に報いるため、町内の福祉施設や医療機関等に勤務する従事者に対し、町から慰労金2万円を支給します。

▼対象者

(1) 慰労金の支給対象事業者・医療機関等

① 介護保険法に規定するサービス、施設を町内で運営する事業者（訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設）

② 障害者総合支援法に規定するサービス等を町内で運営する事業者（居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援B型、共同生活援助、地域生活支援事業）

③ 医療法に規定する町内の病院及び診療所

(2) 慰労金の支給対象者

① 令和2年7月1日～10月31日の間に10日以上勤務し、利用者との接触の機会があった人

② 令和2年10月31日現在で勤務している人

▼申請方法

申請については、勤務先の法人等が取りまとめ町に申請することになります。
お勤め先に用意してある、代理申請委任状をお勤め先に提出してください。

▼お問い合わせ先

保健福祉課健康推進係
☎67・7320

定住促進賃貸住宅建設 助成金について

平成31年4月以降に、町内に2LDK以上の賃貸住宅を建設又はリフォームされた事業者に対して、建築費及び改修費の一部を助成します。

▼対象要件

① 1戸が2LDK以上で面積が50

m²以上（居間、キッチンその他に2部屋以上。トイレとバスが独立。）

② 既存の賃貸住宅の改修（賃貸住宅に転換するリフォーム含む）

▼要件

① 建築及びリフォームは町内業者が施工するものに限りま。

② 町税等を完納している業者に限りま。

③ 従業員や2親等以内の親族が入居する建物については対象外です。

▼奨励金交付額

建設・リフォーム経費の3割
【上限額】
建設：1戸 100万円
リフォーム：1戸 50万円

【賃貸住宅移住者定住助成金】

賃貸住宅の建築・リフォームが完成後、最初の入居者が町外から転入した世帯の場合、建主に対して助成金を交付する制度です。

・助成額：1戸 50万円

▼申込・お問い合わせ先

商工観光課移住定住促進係
☎62・1156

移住者賃貸住宅家賃 奨励金について

1年以上町外に住所を有して、平成31年4月1日以降に町内の民間賃貸住宅に転入された人に対して、家賃の一部を交付します。

▼奨励金交付額

・家賃月額（住宅手当等控除後）の2分の1（上限額1万円）

・加算額：15歳以下の人が世帯に属する場合は1名あたり5千円を加算します。

※加算後の金額が負担している家賃を上回る場合は、負担額を奨励金の額とします。

▼奨励金交付期間・交付回数

転入した月から24か月までです。年に2回に分けて交付します。

①4～9月分、②10月～3月分

▼お問い合わせ先

商工観光課移住定住促進係

☎62・11156

就業奨学生支援事業 補助金について

平成31年4月1日以降に雇用した従業員が奨学金を返還している場合に、その一部を補助します。

▼対象

・町内事業者

・平成31年4月1日以降に町内に住所を有する新規卒業者を雇用していること。

・新規に雇用した従業員が奨学金を返還していること。

・事業者は町が交付する補助金に5%以上を加算して対象者に毎月支給すること。

▼補助金交付額

・返済している奨学金の額の2分の1以内

・上限額：1人につき年24万円

・通算36か月分を補助します。

▼お問い合わせ先

商工観光課商工労政係

☎62・11156

商工業人材育成確保事業 補助金について

町内事業所の従業員等が業務に必要な資格を取得する際の受験料・受講料・登録料・教材費の一部を補助します。

▼対象

・町の補助金と同額以上を対象者に支給することができる町内事業所

▼補助金交付額

・受講料及び教材費、受験料、登録料等の3分の1以内

・上限額：1事業所あたり10万円 ※1人につき、年1回、1事業所で年3人までとします。

▼対象となる資格等

・国家資格、公的資格及び民間資格
・就労や業務能力向上に繋がる資格等

・研修や講座の修了により、国家資格等の取得と同等と認められる資格等

※対象外の資格：普通自動車免許、普通・大型自動二輪車免許、小型限定普通自動二輪免許、原付免許

▼お問い合わせ先

商工観光課商工労政係

☎62・11156

タイヤ盗難に注意！

冬タイヤへの交換はお済みですか？

11月はタイヤ盗難が多発する傾向にあります。

あなたのタイヤは大丈夫ですか？
日常的に保管状況の確認を！

★ タイヤを盗まれないためのポイント ★

- ◆ 車庫や物置等、カギのかかる場所に保管
- ◆ タイヤをチェーン等で連結して保管
- ◆ 保管場所付近にセンサーライト・アラーム等の防犯機器を設置
- ◆ タイヤ保管サービスの活用



※サービス内容は取扱のあるタイヤ販売店等にお問い合わせ願います。

消費者ホットライン188とは？

「悪質商法等の被害にあった」「お試し購入のはずが定期購入契約になってしまった」などの消費者トラブルで困っているお悩みありませんか？

また、「感染予防等を理由に結婚式場をキャンセルしたが、キャンセル料を請求された」などの新型コロナウイルスに関連したトラブル等で困っていませんか？

そんな時は一人で悩まず、全国どこからでも3桁の電話番号で繋がる消費者ホットライン「188（いやー）」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

一人で悩まず、まずは相談！
大切なのはすぐに相談することです！
困ったときは、一人で抱えこまずお電話を！
『泣き寝入りは超いやや（188）！』で覚えてね！



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」

井戸水の水質検査を実施しています

井戸水を飲み水に利用されている世帯及び事業所の水質検査を実施しています。

清水町内において、水質基準を超える硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が一部の浄水前の井戸水から検出されたことから、井戸水を飲み水に利用されている世帯及び事業所を対象に水質検査を実施しています。

水質検査項目は、①亜硝酸性窒素、②硝酸性・亜硝酸性窒素の合計値の2項目です。

飲料水中の亜硝酸性窒素の濃度が高いと、乳児の場合、血液の酸素運搬能力が妨げられ健康被害を起す恐れがあることも報告されています。

水質検査を希望される人は、土日、祝日を除く平日の9時から17時まで、に、町民生活課生活環境係窓口、又は電話にてお申し込みください。

なお、受付期間は12月10日(木)の17時までとさせていただきます。

▼お問い合わせ先

町民生活課生活環境係

☎ 62・1151

固定資産（償却資産）の申告について

令和3年1月1日現在で、償却資産（事業用資産）を所有される人は、地方税法第383条の規定により、市町村長に申告しなければなりません。

償却資産の所有者は、申告書を提出していただきますようお願いいたします。

▼対象償却資産

耐用年数が1年以上で、取得価格が10万円以上の事業用機械、備品などが対象となります。

▼申告期限

令和3年2月1日(月)まで

▼提出窓口

税務課、御影支所

▼お問い合わせ先

税務課資産税係
☎ 62・1152

子育ての相談について

お子さんのかかわり方や健康、発達で心配なことなど、育児に関する相談にお答えします。小さなことでもお気軽にご相談ください。

▼相談時間

月～金曜日 8時45分～17時30分
(メールは24時間)

▼相談先

子育て支援課子育て支援センター
清水町南3条2丁目 保健福祉センター内

☎ 69・2226

✉ genki@town.shimizu.hokkaido.jp

▼その他

・対応者 保健師、栄養士、保育士、心理士、言語聴覚士など

▼その他

・直接お越しいただいても、電話やメールでもかまいません。
・内容によっては、回答に時間を要する場合があります。

・相談は匿名でもかまいません。
・相談内容を他に公表したり、他言ったりすることはありません。

▼お問い合わせ先

子育て支援課子育て支援係
☎ 69・2226

子育て支援センター事業について

12月の子育て支援センター事業を次のとおり行います。

- げんきひろば 9:30~11:30 げんき
※0歳~就学前の子とその保護者が対象です。
- 御影げんきひろば 10:00~11:30 御影げんき
※0歳~就学前の子とその保護者が対象です。
- PMげんき 13:30~15:30 PMげんき
※0歳~就学前の子とその保護者が対象です。
※げんきひろばのスペースを開放します。
- げんき・よちよちひろば 9:30~11:30 よちよち
※0歳~おおむね1歳半までの子とその保護者が対象です。
- ベビーマッサージ 11:00~11:30 ベビマ
※おおむね生後1か月から
※持ち物 バスタオル、小さめのレジャーシート (おしっこ防水シート)、おむつ
- ファミリーデー 9:30~11:30 ファミリー
※0歳~就学前の子とその保護者が対象です。
◎会場は、保健福祉センターです。
◎御影げんきひろばの会場は御影公民館です。
◎詳しくは、子育て支援センター (☎69-2226) までお問い合わせください。
◎第5週目はお休みです。

日	月	火	水	木	金	土
		1 げんき 御影げんき PMげんき	2 げんき	3 よちよち ベビマ PMげんき	4 げんき PMげんき	5
6	7	8 げんき 御影げんき PMげんき	9 げんき	10 よちよち ベビマ PMげんき	11 げんき PMげんき	12
13	14	15 げんき 御影げんき PMげんき	16 げんき	17 よちよち ベビマ PMげんき	18 げんき PMげんき	19 ファミリー
20	21	22 げんき 御影げんき PMげんき	23 げんき	24 よちよち ベビマ PMげんき	25 げんき PMげんき	26
27	28	29	30	31		

ベビーマッサージに参加しませんか

ベビーマッサージとは、裸の赤ちゃんの全身を優しくマッサージするものです。お子さんの発育や情緒の発達をうながす効果があります。

また、育児のストレスをやわらげ、楽しくお子さんと向き合う時間をもつことができます。

目と目を合わせながらの優しいタッチでお子さんへ「大好き」の気持ち伝えてみませんか。

▼対象 おおむね生後1か月から

▼日時 毎月第1~4木曜日(第5週目はお休みです) 11時~11時30分

▼場所 保健福祉センター

▼持ち物 バスタオル、小さめのレジャーシート (おしっこ防水シート)、オムツ

▼その他 事前申し込みの必要はありません。直接会場へお越しください。参加は無料です。

▼お問い合わせ先 子育て支援課子育て支援係 ☎69-2226



腎臓機能障害者通院交通費を助成します

人工透析を受けている人の経済的負担を軽減するため、腎臓機能障害で町外の医療機関に通院している人の通院交通費を一部助成します。

対象者は、申請書を提出してください。

▼対象 腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた人で、町外の医療機関に通院する町民税非課税者

※補助対象交通費は、令和2年8月から11月までの通院交通費です。

▼申請期日 12月4日(金)まで

▼提出先 保健福祉課福祉係又は御影支所

▼お問い合わせ先 保健福祉課福祉係 ☎69-2222

☎69-2222

一般不妊治療費を助成します

【対象となる治療】

国内の医療機関で実施した不妊検査、タイミング療法、人工授精、薬物療法、手術療法、その他、医師が必要と認める一般不妊治療及び検査

※夫婦以外の第三者からの精子、卵子、又は胚の提供による不妊治療、代理母（夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの）に係る治療、特定不妊治療費助成事業の対象となる治療（体外受精及び顕微授精）は対象になりません。

【助成の内容】

治療にかかった費用の自己負担分を、1年度（4月～3月診療分）につき10万円を限度に助成します。

▼対象

町内に住所を有し、法律上の婚姻をしている人

▼必要な物

・清水町一般不妊治療費用助成申請書（保健福祉課健康推進係にあります）

・医療機関が証明した、清水町一

般不妊治療費用助成受診等証明書（保健福祉課健康推進係にあります）

・印鑑

・銀行の口座番号がわかるもの

・配偶者の住所が町外にある場合は、住民票謄本及び戸籍謄本

▼申請方法

①保健福祉課健康推進係で清水町一般不妊治療費用助成受診等証明書を受け取る。

②清水町一般不妊治療費用助成等証明書を医療機関に提出し、証明（記入）してもらおう。

③必要書類をそろえて、保健福祉課健康推進係に申請する。

▼お問い合わせ先

保健福祉課健康推進係
☎67・7320

特定不妊治療費を助成します

【対象となる治療】

・体外受精及び顕微授精

医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても卵胞が発育しない等により卵採取以前に中止した場合を除き、助成の対象となります。

※夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊

治療や、代理母、借り腹によるものは対象になりません。

【助成の内容】

1回の治療にかかった費用から「北海道特定不妊治療費助成事業」で受けた助成額を差し引いた額に対して、特定不妊治療費（男性不妊治療分除く）、男性不妊治療費それぞれ30万円を限度に助成します。

▼対象

町内に住所を有し、北海道が実施している「北海道特定不妊治療費助成事業」による助成の決定を受けた人（北海道特定不妊治療費助成事業の詳細は、北海道のホームページ又は帯広保健所☎0155-27-8637にお問い合わせください）

▼必要な物

・清水町特定不妊治療費助成金申請書（保健福祉課健康推進係にあります）

・「北海道特定不妊治療費助成事業」の申請書、受診等証明書、助成決定指令書の各写し

・印鑑

・銀行の口座番号がわかるもの

▼申込・お問い合わせ先

保健福祉課健康推進係
☎67・7320

不育症治療費を助成します

【助成の内容】

1回の治療にかかった費用から「北海道不育症治療費助成事業」で受けた助成額を差し引いた額に対して、20万円を限度に助成します。

▼対象

町内に住所を有し、北海道が実施している「北海道不育症治療費助成事業」による助成の決定を受けた人。（北海道不育症治療費助成事業の詳細は、北海道のホームページ又は帯広保健所☎0155-27-8637にお問い合わせください）

▼必要な物

・清水町不育症治療費助成金交付申請書（保健福祉課健康推進係にあります）

・「北海道不育症治療費助成事業」の申請書、受診等証明書、助成決定指令文の各写し

・印鑑

・銀行の口座番号がわかるもの

▼申込・お問い合わせ先

保健福祉課健康推進係
☎67・7320

12月の健康カレンダー

	日	時	対象	会場
乳幼児健康相談	10日(木)	13時～16時	乳幼児	保健福祉センター
2か月児相談	24日(木)	10時～	令和2年10月生	保健福祉センター
乳児健診・BCG	23日(水)	13時～13時15分受付	令和2年7月生	保健福祉センター
		13時15分～13時30分受付	令和2年1月生	
7～8か月児相談(ブックスタート)	22日(火)	9時30分～9時45分受付 13時～13時15分受付 ※別途通知します	令和2年4月～令和2年5月生	保健福祉センター
健診結果説明会	17日(木)	時間は別途通知します	特定健診 早目健診	保健福祉センター
	18日(金)			御影公民館
	21日(月)			
健康づくり運動教室	7日(月) 14日(月) 28日(月)	9時45分～11時30分	町民	保健福祉センター

<予防接種>

事前に接種医療機関へ予約してください。

定期の予防接種	4種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)、2種混合(ジフテリア・破傷風) 不活化ポリオ、ヒブ、小児用肺炎球菌、ロタウイルス、麻しん(はしか) 風しん混合(MR)、B型肝炎、水痘(水ぼうそう)、日本脳炎、子宮頸がん予防、高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌
任意の予防接種	おたふくかぜ、妊婦及び高校生以下のインフルエンザ(保護者と本人が医師と相談し、ワクチンの効果や副反応について、十分理解した上で接種するか否かを決めてください。)
接種医療機関	清水赤十字病院、だい内科医院、前田クリニック(ロタウイルス以外)、御影診療所(ロタウイルス、妊婦のインフルエンザ以外) ほか、啓仁会病院は高校生相当の人と高齢者、妊婦のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌のみ実施しています。
接種料金	高齢者の肺炎球菌は、町が一部負担します。その他の予防接種は、町が全額負担します。

※骨粗しょう症検診を毎週水曜日に清水赤十字病院で行っています。対象は、18歳以上の女性です。前日までに病院にお申込みください。(清水赤十字病院 ☎62-2513)

※こころの健康相談を保健所で、毎月第2水曜日と毎月第4木曜日に行っています。ご本人やご家族からの相談をお受けします。予約制ですので、帯広保健所又は保健福祉センター窓口までご連絡ください(専用電話0155-21-9110)。

●献血にご協力ください! ●

移動献血車による献血を実施します。

尊い命を救うには輸血が必要であり、どうしても欠かせないのが献血です。医療に必要な血液の確保は皆さんの献血に支えられています。

・対象 16歳～69歳

※65～69歳の方は60～64歳までに献血の経験がある人

※変異型クロイツフェルトヤコブ病の輸血感染対策として1980年～1996年に英国に31日以上滞在した人はご遠慮願います。

献血の日程

	日 時	会 場
2日(水)	9:30～10:50	J A 十勝清水町本所
	13:40～16:00	保健福祉センター

■問い合わせ先

保健福祉課健康推進係 ☎67-7320

12月のエントランスホール展のご案内

12月の展示は、図書館によるクリスマス展示です。
エントランスホールにツリーとサンタが登場します。
あわせて児童コーナーでクリスマスの絵本も展示・貸出します。
ぜひご覧ください。

「開館30周年記念 クリスマス展示」

▼展示期間

12月2日(水)～12月28日(月)

10時～18時

※火曜・祝日は休館です。

▼お問い合わせ先

図書館 ☎62・3030



図書館カレンダー

12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

□はお休み。■はおはなし会で10時30分から始まるよ！

おはなし会に
お越しください

クリスマス気分を盛り上げる楽しいおはなしをご用意します。

ぜひ、お越しください。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策として、参加する際はマスクの着用や、受付でのお名前・連絡先の記入をお願いします。

▼日時 12月19日(土)

11時30分～12時まで

▼定員 15名

▼お問い合わせ先

図書館 ☎62・3030

出張おはなし会に
お越しください

図書館職員が出張しておはなし会を開催します。

子どもから大人まで楽しめるおはなしをご用意していますので、ぜひ、お越しください。

また、新型コロナウイルス感染症

予防対策として、参加する際はマスクの着用をお願いします。

▼日時 12月5日(土)

13時30分～14時まで

▼場所 老人福祉センター

▼お問い合わせ先

図書館 ☎62・3030



→図書館のHPでも行事のお知らせをご覧になれます！

12月学校開放利用案内

		18:00～19:30	19:30～21:30
清水小学校 体育館	日		
	月		
	火		
	水	サッカー少年団	
	木		
	金		
清水中学校 体育館	日		
	月		
	火	サッカー少年団	
	水	サッカー少年団	
	木	サッカー少年団	
	金		

12月 体育館第2競技場利用案内

卓球協会 毎週 火曜日・木曜日 19:30～21:30 毎週 土曜日 18:00～21:30	卓球少年団 毎週 火曜日・木曜日 18:00～19:30 毎週 土曜日 9:00～13:00
ピンポン同好会 毎週 日曜日～金曜日 10:00～12:00	卓球友の会 毎週 月・水・金曜日 13:30～15:30
吹き矢同好会 (仮称) 毎週火曜日 14:00～16:00	
剣道少年団 毎週 水曜日・金曜日 18:00～21:30	
清水高校卓球部 毎週 月曜日 16:00～20:00 毎週 火～金曜日 16:00～18:00 毎週 土曜日 9:00～13:00	

※12月21日(月)は休館日です。

12月 体育館・第1競技場利用案内 [体育館 ☎62-2913]

		第1競技場												
		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00
1	火										サッカー少年団		バドミントン協会 ジュニアバドミントン	
2	水	シルバー健康友の会									バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		剣道少年団	
3	木										サッカー少年団		JOY すぽべケレベツ	
4	金	シルバー健康友の会									バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		バスケットボール協会 バドミントン協会	
5	土	朝日バレー少年団												一般開放
6	日												一般開放	
7	月										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		バレーボール協会	
8	火										サッカー少年団		バドミントン協会 ジュニアバドミントン	
9	水	シルバー健康友の会									バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		剣道少年団	
10	木										サッカー少年団		JOY すぽべケレベツ バレーボール協会	
11	金	シルバー健康友の会									バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		バスケットボール協会 バドミントン協会	
12	土	朝日バレー少年団												一般開放
13	日												一般開放	
14	月										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		バレーボール協会	
15	火										サッカー少年団		バドミントン協会 ジュニアバドミントン	
16	水	シルバー健康友の会									バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		剣道少年団	
17	木										サッカー少年団		JOY すぽべケレベツ	
18	金	シルバー健康友の会									バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		バスケットボール協会 バドミントン協会	
19	土	朝日バレー少年団												一般開放
20	日												一般開放	
21	月	休館日												
22	火										サッカー少年団		バドミントン協会 ジュニアバドミントン	
23	水	シルバー健康友の会									バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		剣道少年団	
24	木										サッカー少年団		JOY すぽべケレベツ	
25	金	シルバー健康友の会									バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		バスケットボール協会 バドミントン協会	
26	土	朝日バレー少年団												一般開放
27	日												一般開放	
28	月										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		剣道少年団	
29	火										サッカー少年団		バドミントン協会 ジュニアバドミントン	
30	水	休館日												
31	木	休館日												

体育館ご利用のみなさんへ

*体育館を専用使用したい団体は、3か月前の月の初日から5日前まで受付けますので、清水町体育館へお申し込みください。
*自由時間帯は、一般開放予定ですが、団体使用及び大会等が入ることがありますので、事前にお問い合わせください。

大会・行事等
 団体専用使用
 一般開放
 自由

*一般開放の時間は、ソフトバレー・バドミントン・卓球等の用具を貸し出ししていますのでご利用ください。
*一般開放時間に、サッカーの練習等ボールを蹴る行為はご遠慮ください。

利用予定は、NPO法人清水町体育協会のブログで随時お知らせしています。「マイとかし 清水町体育協会」で検索してください。

冬期間の雪捨場のお知らせ

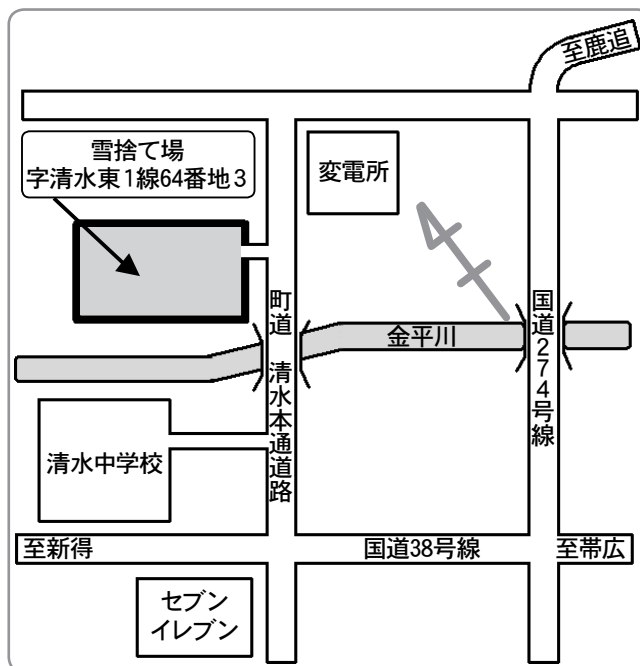
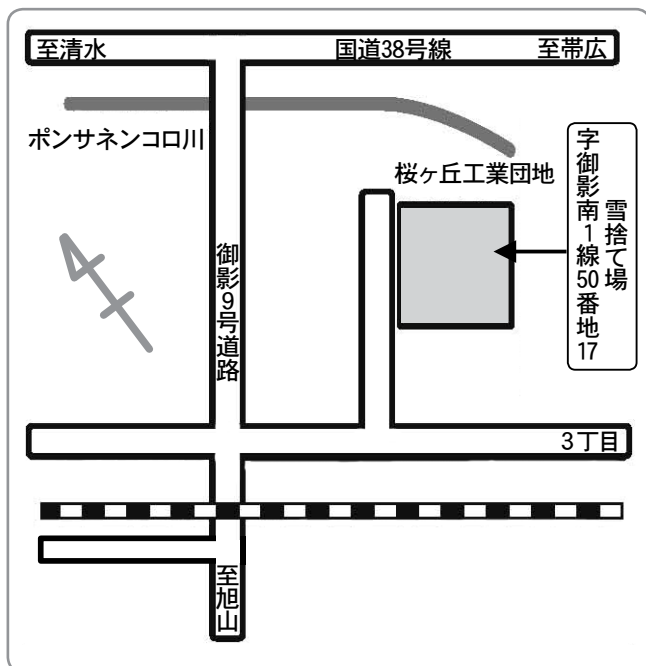
冬期間において、清水・御影市街地に雪捨場をそれぞれ設けますので、ご利用ください。

◆御影市街地

◇字御影南1線50番地17（桜ヶ丘工業団地内）

◆清水市街地

◇字清水東1線64番地3



※雪捨て場には、雪以外のものは捨てないでください。また、雪を捨てるときは、奥から捨て、手前に置いていくようなことはしないでください。

■問い合わせ先 建設課土木係 ☎62-2113

住民説明会及びパブリックコメントを実施します

清水町のごみを共同処理している、十勝圏複合事務組合のごみ処理施設の更新に向け、整備の基本的な方向性を示す、「新中間処理施設整備基本構想」の策定にあたり、説明会を開催します。

説明会の参加については、お一人様一会場までとし、原則としてお住まい近くの地域の会場への参加とさせていただきます。

開催日	会場	参加上限人数	時間	主な対象地域
12月19日（土）	芽室町中央公民館 2階講堂	100名	14時～15時30分	芽室町・清水町に お住まいの方

▼申込方法

参加をご希望される方は、「氏名・住所・連絡先・参加会場」を十勝圏複合事務組合くりりんセンターまで、次のいずれかの方法でお申し込みください。

①☎ 0155-37-3550

②FAX 0155-37-4119

③✉ iken@tokachiken.hokkaido.jp

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申し込みについては**事前申込制**とさせていただきます。

※当日はマスクを必ず着用願います。

※会場の入り口にて検温をいたしますので、37.5℃以上の熱がある方の入場はお断りさせていただきます。

十勝圏複合事務組合では、パブリックコメント（令和2年12月7日～令和3年1月6日）も行っています。

意見については、くりりんセンターまで直接持参又は、郵送、FAX、電子メールにて提出願います。

なお、資料については、本町の町民生活課でも閲覧・配布を実施しております。

【郵送先】〒080-2464 帯広市西24条北4丁目1番地5

十勝圏複合事務組合くりりんセンター管理棟

■問い合わせ先 町民生活課生活環境係 ☎62-1151

不動産公売のお知らせ

清水町では納税の公平性の確保のため、町税の滞納処分により差押えた財産（不動産）について、公売を行います。公売とは税金を滞納しているため差押えた財産を売却し、その滞納となっている税に充てるといったものです。

▼公売の日時・場所

1. 公売参加申込期間
令和2年11月24日（火）
～12月4日（金）
2. 入札日時
令和2年12月11日（金）
3. 入札会場
清水町役場1階 会議室1

▼公売財産

- 土地
上川郡清水町本通3丁目14番地
宅地：535.53㎡
- 家屋
店舗：314.67㎡（1階）
164.89㎡（2階）

※参加申込が必要です
※公売が中止となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

見積金額（最低公売価格）
1,090,000円

■問い合わせ先 税務課納税係 ☎62-1152

清水町奨学金貸付は随時受付しています

清水町奨学金貸付制度は、年間を通して随時受付しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、申請が必要な方はお問い合わせください。本制度は、十分な能力がありながら経済的理由で就学困難な学生又は生徒に学資を貸付するとともに、本町の振興と発展に必要な人材の育成を図る目的で貸付しています。

奨学金貸付制度

▼対象者

- (1) 大学（短大・大学院含む）、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限2年以上の国公立学校）に在学する人
- (2) 身体が健康で、向上心があり、行いが善良な人
- (3) 経済的な理由により奨学金を必要としている人
- (4) 保護者が町内に在住している人

▼申請方法

随時受付しています。

※新入学生には、入学前（年度前）貸付を行います。

▼貸付金額 ※利子は無利子です。

- (1) 大学生、専修学校生（専門課程）
 - ・入学金 限度額 30万円
 - ・修学金 月額 5万円以内
- (2) 高等学校生、高等専門学校生、専修学校生（高等・一般課程）、各種学校生
 - ・修学金 月額 1万円以内

▼償還方法

10年間の均等償還です。ただし、卒業後に町内に居住し、職種や勤務先（町外可）を問わず、5年間就業（本町の町民税が課税されることが条件です。）し、その後も引き続き就業の意志がある場合には、返済額の全部又は一部が免除されます。

貸付対象者の保護者の属する世帯の年間収入（所得）基準

子供の人数（注）	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	790万円以下	590万円以下
2人	890万円以下	680万円以下
3人	990万円以下	770万円以下
4人	1090万円以下	860万円以下
5人	1190万円以下	960万円以下

（注）申請者を除く生計を一にする就学者がいる場合は上記年間収入（所得）に1.3を乗じた額を基準とする。

■問い合わせ先 学校教育課学校教育係 ☎62-5138



インターネットを活用して、ご自宅から町長と対話してみませんか？



町では、町政への提言、要望などを町長と話す「町民と町長のふれあいトーク」を毎月実施しています。(12月は12月9日です)

役場庁舎にお越しただいて直接対話する従来の方法に加え、ご自宅からインターネットを活用して対話ができる方法を新たに取り入れます！

ふれあいトークに申込みの際に、①希望する時間帯、②人数、③トークの概要、④実施方法(来庁またはリモート)を役場企画課広報広聴係まで事前連絡していただきますようお願いいたします。

ふれあいトーク実施方法

◆役場庁舎で町長との直接トーク

◆ご自宅からリモートでのトーク

※リモートで実施する場合、ご自宅のネット環境や、必要な物について、いくつか確認させていただきたい事項があります。

12月3日(木)までに事前連絡をお願いいたします。

牛乳消費拡大キャンペーンを実施しています！

12月14日(月)までの期間、第28回目となる「牛乳消費拡大キャンペーン」を実施しています！

なお、応募いただいた方の中から、50名様には抽選で商品が当たります！

なんと、特賞は、15,000円分の商品が当たります！

皆様のご応募、お待ちしております！

◆応募方法

①1リットルサイズ以上の牛乳パック、5リットル分を一口として、下記の応募先まで持参してください。(製品メーカーは問いません。)

②パックは中を水洗いし、乾燥後、品質保持期限の日付入り面(1/4面)を切り取り、一口ごとにまとめてください。

◆注意事項

①コーヒー牛乳やフルーツ牛乳、また1リットル未満のパックは応募対象となりません。

②お一人様何口でも応募できますが、賞の当選は一人につき1個とします。

③品質保持期限の日付表示が11月13日以降の牛乳パックに限ります。

◆応募資格 町内在住の人

◆応募期間 2月14日(月)まで

◆応募先 役場2階農林課又は御影支所

◆当選者発表 12月22日(火)

①役場、御影支所、食彩館、エコープ御影店に当選番号を掲示します。

②当選者へは別途通知します。(商品によっては直接発送します)



■問い合わせ先 農林課畜産係 ☎62-2112

11月は「労働保険適用促進強化期間」です

◆一人でも雇ったら、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きが必要です◆

【趣旨】

「労働保険」とは、業務又は通勤に起因して負傷等を被った労働者に対して補償を行う労働者災害補償保険（労災保険）と労働者が失業した際に生活の安定等を図る雇用保険により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としております。

労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者（パート・アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働保険制度は、昭和50年に全面適用となってから既に40年以上経過し、その間に適用事業数は増加し、令和元年度末現在で約330万事業に達していますが、現在においても小規模零細事業を中心に、なお相当数の未手続事業が存在しているとみられ、このことは、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要な課題となっており、早急な未手続事業の解消が求められています。

このため、厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題として位置付けた上で、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、全国において集中的な適用促進活動を展開し、各種事業主団体、個別事業主への訪問指導等を強化し、事業主へ制度の概要を説明することにより、自主的な手続を促しています。説明することによっても自主的に保険関係の加入手続を取らない事業主に対しては、職権による成立手続を実施しております。

また、労働保険制度の一層の理解、周知を目的とした広報活動を行うとともに、未手続事業が多いと思われる業種別の一掃対策を強化する等、全国において集中的な適用促進活動を実施します。

【実施期間】 令和2年11月

【実施事項】

本活動を行うに当たり、以下の事項を実施します。

- 1 労働保険制度の概要及び加入手続等についてのパンフレット・リーフレットを活用した適用促進活動を実施し、説明することによっても自主的に保険関係の成立手続を取らない事業主については、職権による成立手続を実施します。
- 2 厚生労働省及び都道府県労働局において、他省庁、関係団体、事業主団体、地方公共団体等と連携を図り、労働保険制度が理解され未手続事業の解消が進むよう活動を行っていきます。
- 3 インターネットバナー広告、新聞広告、厚生労働省関係広報紙等の広報媒体を活用し、労働保険の一層の周知・広報を図ります。
- 4 リーフレット・ポスター等として活用できるデザインを作成し、その電子データを保存したDVDを都道府県労働局に配付し、関係機関や関係団体等を通じて、労働保険制度の一層の周知・広報を図ります。

本活動の趣旨については、皆様方の御理解をいただくとともに、労働保険制度の円滑な運営について御協力をいただきますよう、お願いします。

【「労働保険適用促進強化期間」についてのお問い合わせ先】

- ・厚生労働省労働基準局労働保険徴収課適用係 03-5253-1111（内線5156）
- ・北海道労働局総務部労働保険徴収課 011-709-2311（内線3635）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対する 令和3年度分固定資産税（事業用家屋・償却資産）の軽減のお知らせ

◆ 軽減措置の対象となる納税義務者及び軽減割合

一定の事業収入の減少があった中小事業者等で、令和3年2月1日までに税務課宛に課税標準の特例措置に関する申告をされた方の事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税を次の表のとおり軽減します。

令和2年2月～10月までの 任意の連続する3か月間の事 業収入の対前年同期比減少率	軽減率
50%以上	全額
30%以上50%未満	2分の1

◆ 軽減対象となる資産

1 事業用家屋

※個人の所有する居住用の家屋は対象外です。事業用と居住用が一体となっている家屋については、事業専用割合に応じた部分が軽減の対象となります。

※令和3年1月1日時点で所有している事業用家屋が軽減対象となります。

2 償却資産

※令和2年1月2日以降取得し、令和3年1月1日時点で所有している償却資産も軽減対象となりますので、新規取得で償却資産の申告をしてください。

◆ 特例申告書

清水町ホームページよりダウンロードして申告してください。※税務課窓口及び御影支所にも紙の申告書を置いています。

◆ 提出書類

1 特例申告書

（二枚目の様式に認定経営革新等支援機関等確認欄がありますので、当該機関の確認を受けてください）

※認定経営革新等支援機関等の例

税理士、会計士、中小企業診断士、商工会等（詳細は中小企業庁のホームページを参照してください）

2 特例対象資産一覧

（三枚目の様式に記載願います）※償却資産については、令和3年度償却資産申告書をもって特例対象資産一覧を提出したことになります。

3 収入が減少したことを証する書類（写し）

会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことがわかる書類の写しを添付してください。

4 個人事業主で事業用家屋を所有している場合、特例対象家屋の事業専用割合を示す書類（写し）

※青色申告決算書や白色の場合収支内訳書の事業専用割合の頁の写し

◆ 提出期限

令和3年2月1日（月）まで

◆ 問い合わせ先（郵送先）

清水町役場税務課資産税係

【住所】〒089-0192 上川郡清水町南4条2丁目2

【TEL】0156-62-1152（直通電話番号）

ごみ収集カレンダー 12月

【A地区】






日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

【B地区】

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

【農村地区】

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

-  燃やせるごみ
-  燃やせないごみ
-  資源ごみ
-  資源ごみ（紙・プラ）
-  燃やせないごみ・プラ

繊維リサイクル



「古着類」をウエス（工業用雑巾）等に再生するため、町で回収を行っています。

- 回収場所 ①役場町民生活課 ②文化センター ③役場御影支所

回収できるもの

（洗濯済のもの・汚れていないもの）

メリヤス地	シャツ・ズボン・Tシャツ・ベビー服・ポロシャツ 他
綿・ネル地	シーツ・布団カバー・トレーナー・Yシャツ・ブラウス・パジャマ・寝間着 他
タオル地	タオル・バスタオル・タオルケット・ベビー服・バスローブ 他
その他	ジーパン類・コート類・スーツ（背広）・ジャージ類・革製品・マフラー・手袋・帽子 他
毛布	アクリル製のもの
日用品	リュック・ランドセル・財布・靴類・カバン 他

回収できないもの

スキーウェア・座布団・はぎれ・カーテン・下着類・和服類・ペットに使用したもの他

12月の大型ごみの収集は、1日（火）、15日（火）です。（全地区共通）

■問い合わせ先 町民生活課生活環境係 ☎62-1151



令和2年(2020年)9/1~11/30



十勝百日作戦

交通事故死ストップ



*夕暮れ時と夜間の交通事故防止



*子どもと高齢者の交通事故防止



*自動車の安全運転の励行



*歩行者と自転車の安全な通行の確保



*飲酒運転の根絶と危険運転の防止



*輸送繁忙期の交通事故防止



十勝地区交通安全推進協議会

北海道十勝総合振興局/管内各市町村
道警釧路方面本部/管内各警察署/管内交通安全推進関係機関及び団体



■問い合わせ先 町民生活課生活環境係 ☎62-1151

清水町消費生活センター便り

清水町保健福祉センター1階

第22号

平日 10:00~15:00

☎0156-62-2688



見守り 新鮮情報

大金をあげる? 知らない人からの メールは無視!



見守り新着情報第373号 イラスト: 黒崎 玄
発行: 独立行政法人国民生活センター

©Kurosaki Gen

障がいがある女性の携帯電話に、知らない人から「1850万円を譲る相手にあなたが選ばれました。手続きをするためお金を振り込んでください」というメールが届き、女性はその内容を信じ込み2千円振り込んだ。その後、追加で1万円を要求されたが手元になく「1万円を振り込まないとお金がもらえない」とお金の管理を手伝っている支援者の自分に相談してきた。
(当事者: 50歳代 女性)

消費生活センターからのアドバイス

携帯電話やスマートフォンを持っていると様々な迷惑メールが送られてきます。

メールの内容を信じてお金を振り込んでも大金はもらえません。

知らない人からのメールは無視するなど、家族や周りの人とよく話し合っておきましょう。スマートフォンの設定で予防することもできます。

不安に思った時は、清水町消費生活センターに相談しましょう。 ☎0156-62-2688

令和元年度 防火・防災標語

入選者(入選作品)が決定しました！！

9月28日に、清水町防火管理者連絡協議会（会長 有澤秀幸）・清水町危険物安全協会（会長 山本修一）・清水消防署（署長 竹中直也）の3団体により、小学4年生～6年生から募集した防火・防災標語の審査会が行われましたので、その結果を発表します。

発行「清水消防署」電話 62-2519

火の用心

防火・防災標語 入選作品

応募総数 223点



清水町防火管理者連絡協議会

- 【会長賞】 清水小学校 6年 奥秋 亜月 さん 『さあにげて！ 命助ける 地域の輪』
- 【努力賞】 御影小学校 6年 前川 彩 さん 『避難場所 確認しよう もう一度』
- 【 ” 】 御影小学校 4年 伊東 幸咲 さん 『火遊びは ぜったいしない 守ろうね』

清水町危険物安全協会

- 【会長賞】 清水小学校 6年 櫛引 璃子 さん 『慣れたころ 日々の備えが 身を守る』
- 【努力賞】 清水小学校 5年 谷口 恋 さん 『避難場所 覚えておけば 安心だ』
- 【 ” 】 御影小学校 5年 入澤 和叶 さん 『準備せよ 緊急事態 急に来る』

清水消防署

- 【署長賞】 清水小学校 6年 小笠原 怜南 さん 『おかしもは みんなを守る あいことば』
- 【努力賞】 清水小学校 6年 大山 翔 さん 『にげる場所 確認しよう 普段から』
- 【 ” 】 御影小学校 6年 森田 涼音 さん 『大丈夫？ 外出前の 再確認』

住宅火災を予防しましょう！

清水町すべての住宅に住宅用火災警報器の設置を
設置率100%を目指しましょう！

暖房器具の使用などにより火災が発生しやすい時季を迎えました。高齢者などを中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐために住宅の火災予防について再確認をして火災の発生を防止しましょう。

■ 暖房器具の確認を！

朝晩の冷え込みが感じられるようになり、暖房器具を使用する頻度が増してくる頃です。住宅火災における死者の発生原因の第2位は、「ストーブ」によるものです。本格的にご使用になられる前に、暖房器具の点検や取扱方法を今一度確認しましょう。

■ 火災予防や住宅用火災警報器の相談は、お気軽に消防署におたずねください。

清水消防署 TEL 62-2519
御影分遣所 TEL 63-2212

2020年度全国統一防火標語

その火事を 防ぐあなたに 金メダル

令和2年度

健康づくり運動教室

今年も！！秋から冬にかけての運動不足解消のために、週1回の継続的な運動教室を行います。
楽しく体を動かして、心も頭もリフレッシュ！男女問わず楽しめますので、ぜひご参加ください。

- 1 日 時 3月22日(月)まで
9:45～11:30(運動前に血圧、体重を各自測定し、運動は10:00～です)
- 2 会 場 保健福祉センター1階 ふれあいホール
- 3 対 象 者 一般町民(高校生以下を除く)先着24人
- 4 講 師 株式会社オカモト パブリックビジネスカンパニー 健康運動指導士等
- 5 内 容 リズム運動、ヨガ、エアロビ、腰痛・肩こり改善運動など
- 6 日 程 11月16日、24日 1月12日、18日、25日
12月7日、14日、21日 2月1日、8日、15日、22日
3月1日、8日、15日、22日
- 7 持 ち 物 室内用運動靴、飲料水、汗拭きタオル
- 8 申し込み 保健福祉課 健康推進係(☎0156-67-7320) 随時受付中！

参加料は無料です！運動
しやすい服装でどうぞ♪



⚠️ 新型コロナウイルス対策として・・・

- ・マスク着用および家庭での検温にご協力をお願いいたします。
(運動中に苦しくなった際には、マスクをはずして対応してください。)
- ・当日は、人との間隔を2mとり、窓を開放し換気した上で運動を行います。
- ・会場の広さの都合上、今年度は、人数制限を設けさせていただきます。
- ・不明点は、健康推進係までお問い合わせください。



ご参加くださった方へ、参加するごとに
健康ポイントを5ポイント進呈いたします！
全回参加者には、最終回に、さらに5ポイントをプレゼント！

主催 清水町、公益財団法人 北海道健康づくり財団

2020年4月から
法律が
変わります!

体罰等によらない 子育てを広げよう!

やめよう!
たたく



やめよう!
どなる



子どもへの体罰は法律で禁止されます。
体罰等によらない子育てを推進するため、
子育て中の保護者に対する支援も含めて
社会全体で取り組んでいきましょう。



みんなで育児を支える社会に

詳しくは 「体罰等によらない子育てのために
～みんなで育児を支える社会に～」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>

ご相談は 清水町子育て支援課 TEL. 0156-69-2226



虐待かもと思ったら

いち はや く
189

※一部のIP電話からはつながりません。

児童相談所
虐待対応
ダイヤル
(通話料無料)

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



12月予定



清水焙煎珈琲
070-8329-0451 (本通5丁目3番地)



(定員10名)

開催日時	12月11日(金) 11:30~13:30
メニュー	おまかせ丼&コーヒー 500円(税込)
催し物	「みんなでパズル」 ※店主企画

ふるカフェカマクラヤ
67-7711 (御影東1条2丁目17番地)



(定員10名)

開催日時	12月18日(金) 14:00~15:00
メニュー	おやつ&お飲みもの 500円(税込)
催し物	「唾液のチカラ」 ※講師：保健福祉課 歯科衛生士

パーラー樹
62-2592 (南1条3丁目2番地5)



(定員10名)

開催日時	12月9日(水) 13:00~14:00
メニュー	スイーツ&コーヒー 500円(税込)
催し物	「楽しくおしゃべりしましょう」 ※店主企画

再開しました!!



さんさんカフェとは?

- ① 町内の飲食店を会場に開催しているサロンです!
- ② 子どもから大人まで町民は誰でも参加できます!
- ③ 各店の特別メニューと企画を楽しめます!
- ④ 65歳以上の町民の方には、各店舗で使用できる割引券を交付します!

※参加申し込みは各店舗まで!!
※参加時はマスク着用してご来店下さい!!

問い合わせ：役場保健福祉課在宅支援係 69-2233